

兵庫県公報

平成22年7月9日 金曜日 第2199号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の設定等（市町振興課）	1
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
○ 同 上（同）	8
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	9
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	10
○ 建築士法に基づく免許の取消し（建築指導課）	10
辞 令	
○ 小林 善文ほか	10
病院局辞令	
○ 東田 敏明ほか	10

告 示

兵庫県告示第724号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定、町及び字の区域を変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年7月15日からその効力を生ずるものとする。

平成22年7月9日

兵庫県知事 井戸敏三

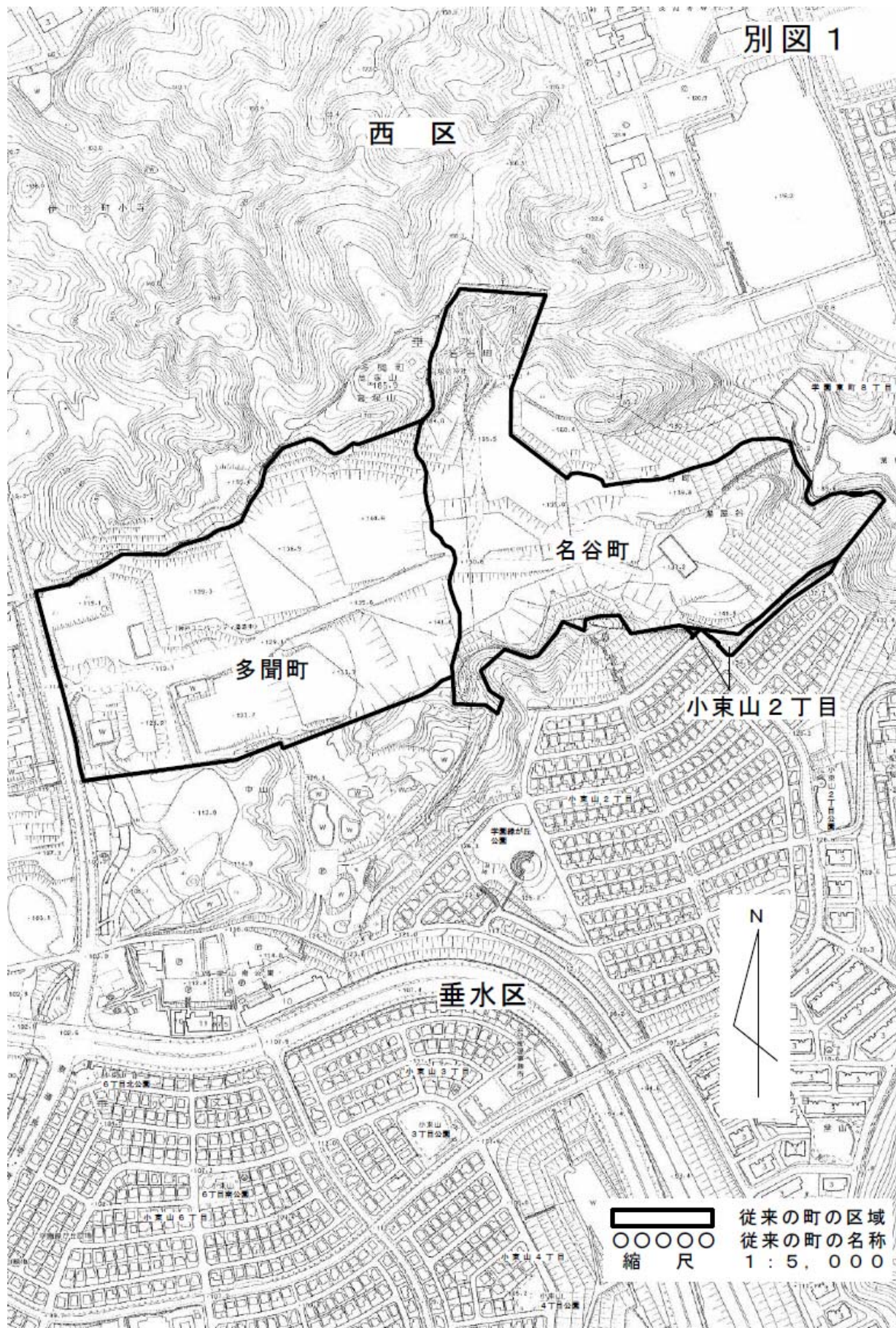
変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

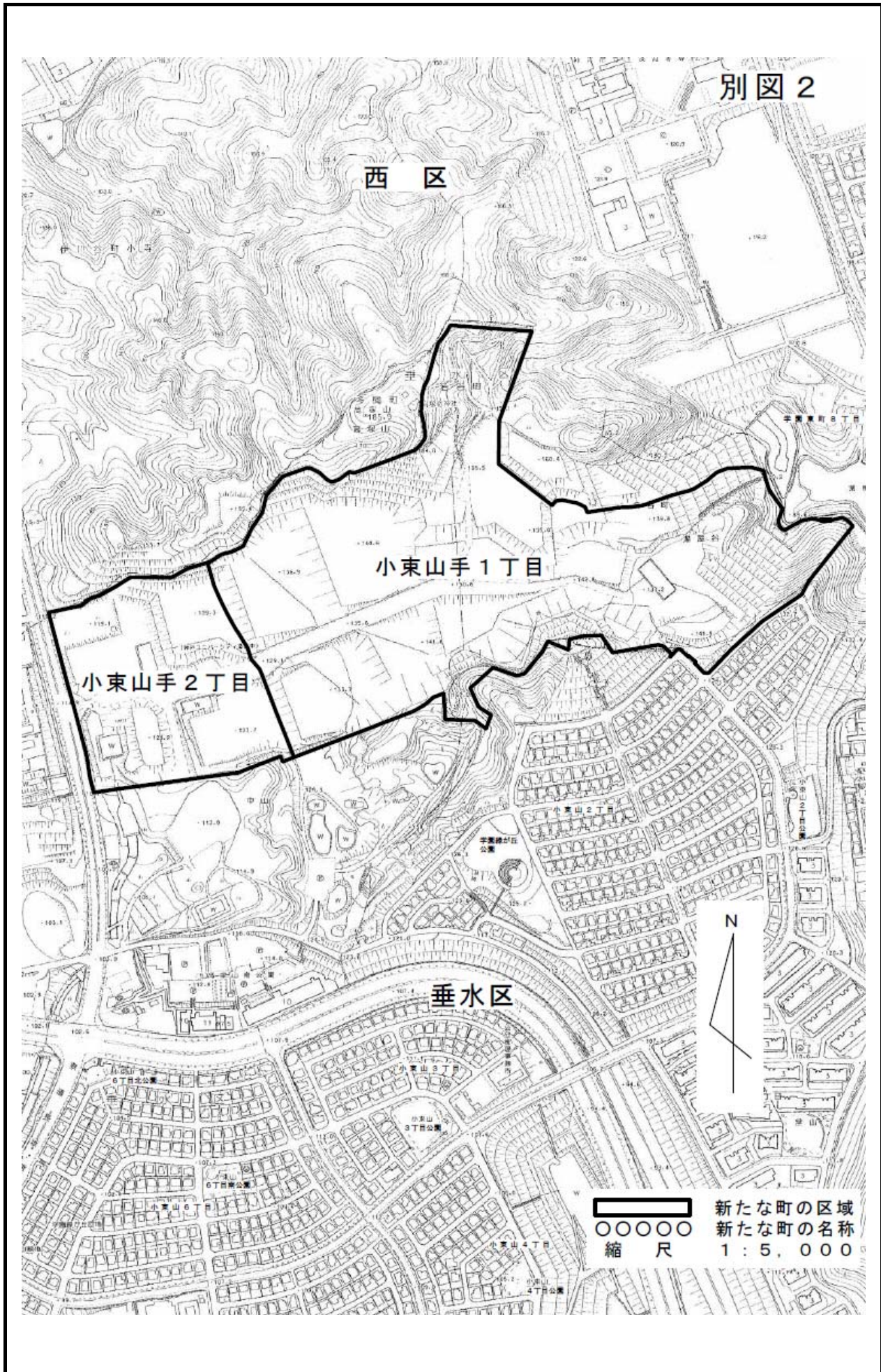
変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
小東山手1丁目	多聞町字小東山868の946及び同868の1083の東筆界、同868の1083の東筆界の北側延長線、同868の1166、同868の1160、同868の1159、同868の1158、同868の1157及び同868の1156の北筆界、同868の74の西及び北筆界、名谷町字湯屋谷2178の212の西筆界、多聞町字小東山869の14の西筆界、名谷町字湯屋谷2178の71の西、北及び東筆界、同2178の233の東筆界、同2178の304、同2178の396、同2178の416、同2178の415、同2178の414、同2178の272、同2178の412、同2178の411及び同2178の329の北筆界、同2178の231の北及び東筆界、同2178の230の東及び南筆界、小東山2丁目1902の159の南筆界、同1902の158の南及び西筆界、同1902の157の西筆界、同	小東山2丁目の一部 多聞町の一部 名谷町の一部

	1902の156の南及び西筆界、名谷町字湯屋谷2178の295の南筆界、同2178の387の東及び南筆界、同2178の209の東、南及び西筆界、小東山手 3 丁目の北町界	
小東山手 2 丁目	多聞町字小東山868の946及び同868の1083の東筆界、同868の1083の東筆界の北側延長線、同868の1166及び同868の648の北筆界、同868の645の東筆界、同868の1078及び同868の1079の南筆界、同868の946の西及び南筆界	多聞町の一部

備考 地番は、平成22年 5月26日現在の地番である。

別図1





兵庫県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年 7 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市東灘区本山町岡本字新林1313の1・字扇山1315の2・1316の2・1316の34（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1316の33
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年 7 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神崎郡福崎町山崎字朝谷1005の42・1005の62から1005の64まで・福田字東大谷1094の19（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第727号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
執行役員高砂工業所長 岩 澤 哲
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	11号ホ 水洗式脱臭施設 (No. 1)	11号ホ 水洗式脱臭施設 (No. 2)		
能	力	130Nm ³ /分	70Nm ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2.5箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	6～8	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	600	609	600	609
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	35	36	35	36
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	330	336	330	336
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	15	15	15	15
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	9	9	9	9
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		15.2	17.9	22	26

備考 既設特定施設の使用方法を変更するとともに汚水等の処理施設的能力を上げるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

11号ホ 水洗式脱臭施設 (No. 3)		11号ホ 水洗式脱臭施設 (No. 4)	
30Nm ³ /分		90Nm ³ /分	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
6～8	6～8	6～8	6～8
—	—	—	—
60	61	300	305
5	5	15	15
160	163	150	153
8	8	8	8
4	4	4	4
1.8	2.1	5	6
6～8	6～8	6～8	6～8
—	—	—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 7月 9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第728号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 花 岡 正 浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	62号へ 湿式集じん施設		
能 力	60m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2週間		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7	6~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	60
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	70	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5	10
	りん含有量 (単位 mg/L)	1.7	4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	0	3	

備考 汚水等の処理は、外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 7月 9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第729号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 医療法人社団正峰会
 西脇市黒田庄町田高313
 医療法人社団正峰会 大 山 正
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 医療法人社団正峰会大山病院
 西脇市黒田庄町田高313-15他
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2～No.12	No. 0	No. 2～No.12
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	235.2	雨 水 専 用 排 水 口	235.2	変 更 な し
	最 大	235.2		235.2	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8～8.6		5.8～8.6	
	最 大	5.8～8.6		5.8～8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	7		7	
	最 大	15		15	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	12		12	
	最 大	25		25	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	8		8	
	最 大	15		15	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	23		23	
	最 大	45		45	
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1.4	1.4		
	最 大	3	3		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	3	3		
	最 大	5	5		
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	通 常	100	100		
	最 大	800	800		

備考 排水口の位置の変更であるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 7月 9日から同月30日まで

(2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び西脇市福祉生活部生活環境課



兵庫県告示第730号

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、明石市長から東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）の換地処分完了の届出があった。

平成22年 7 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第731号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成22年 7 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許の取消年月日
平成22年 6 月18日
- 2 建築士の氏名
林 久 雄
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 第10875号
- 4 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため。

辞 令

平成22年 6 月11日付

小 林 喜 文
松 本 義 宏

辞職を承認する

平成22年 6 月12日付

田 中 章 博
越 智 一 雄

兵庫県監査委員に選任する

平成22年 6 月20日付

伍 々 博 一

兵庫県収用委員会予備委員に任命する

病 院 局 辞 令

平成22年 6 月30日付

(県立塚口病院診療部皮膚科部長)
東 田 敏 明

願により兵庫県職員を免ずる

平成22年 7 月 1 日付

(県立尼崎病院診療部皮膚科部長)
工 藤 比等志

県立塚口病院診療部皮膚科部長に兼ねて補する